

# 「滋賀県保健医療計画中間見直し」(案)の概要

## I 中間見直しの趣旨

平成30年3月に策定した第7次滋賀県保健医療計画について、6年間の計画期間中に社会情勢の変化や大幅な制度改正、医療福祉提供体制などの状況の変化があった場合3年ごとに調査、分析および評価を行い、必要があれば見直しを行うこととなっており、国の医療計画策定指針等の改定や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中間見直しを行う

## II 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画
- 本県の保健医療施策推進の目標〈滋賀県保健医療計画に付随する計画〉
- ・「滋賀県地域医療構想」(平成28年度～令和7年度)
- ・「滋賀県医師確保計画」(令和2年度～令和5年度)
- ・「滋賀県外来医療計画」(令和2年度～令和5年度)

## III 計画期間

令和4年度～令和5年度(中間見直し後)  
※全体の計画期間は平成30年度～令和5年度

## IV 計画の構成

### 第1部 総論

第1章 計画に関する基本事項  
第2章 保健医療環境の概況  
第3章 基本理念  
第4章 保健医療圏

### 第2部 中間見直しの考え方

### 第3部 総合的な医療福祉提供体制の整備

第1章 医療提供体制のあり方  
第2章 地域医療構想  
第3章 疾病・事業ごとの医療福祉体制  
1 がん／2 脳卒中／3 心筋梗塞等の心血管疾患／4 糖尿病／5 精神疾患  
6 救急医療／7 災害医療／8 小児医療  
9 周産期医療／10 へき地医療  
11 在宅医療／12 新興感染症  
第4章 患者・利用者を支える人材確保・養成

### 第4部 計画の推進

第1章 推進体制および評価

## V 計画の概要

### 基本理念【現行計画から継続】

『県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現』  
～健康的な生活を送るための「医療福祉」の推進と地域包括ケアシステムの深化～

### 滋賀県保健医療計画で目指す5つの姿【現行計画から継続】

① 県民一人ひとりがそれぞれの地域で自分らしく健康的に暮らしている

② 高度・専門医療の充実ににより、効果的な医療サービスが提供されている

③ 医療機能の分化・連携が図られ、その人に応じた医療サービスが提供されている

④ 高度急性期から在宅医療・介護、そして看取りまで切れ目なくサービスが提供されている

⑤ これらのサービスの提供を支える地域の医療福祉の体制が整備されている

### 中間見直しのポイント

○主要施策の5疾病・5事業および在宅医療に関する事項に関する施策、指標に関して、ロジックモデル(施策のインプット(投入)からアウトカム(成果)までの因果関係を図式化した論理構造図)を活用し、評価を行う際に不足している指標等を追加する

### 主要施策において中間見直し時に追加する主な指標

【がん】

- がん検診受診率(対象年齢69歳まで)《目標値:全ての受診率について50%》

【脳卒中】

- 脳卒中の再発率《目標値:現状値(24.5%)より減少》

【心筋梗塞等の心血管疾患】

- 虚血性心疾患の年齢調整死亡率(人口10万対)《目標値:現状値(男性25.7、女性11.5)より減少》

【糖尿病】

- 糖尿病足病変にかかると下肢切断術の件数《目標値:現状値(78件)から増加の抑制》

【精神疾患】

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数《目標値:現状値(330.7日)から増加》

【救急医療】

- 救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送までに要した平均時間《目標値:全国平均より低い》

【災害医療】

- EMIS(広域災害救急医療情報システム)登録医療機関数《目標値:全病院、有床診療所の登録》

【小児医療】

- 小児死亡数(小児救急)《目標値:現状値(37人)より減少》
- 人工呼吸器装着者に対する災害時避難行動要支援者個別避難計画の策定割合(小児在宅)《目標値:81.0%(現状値:41.8%)》

【周産期医療】

- 災害時小児周産期リエゾン委嘱者数《目標値:15名(現状値12名)》

【へき地医療】

- へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が12回以上の医療機関の割合《目標値:100%を維持》

【在宅医療】○入退院支援を受けた患者数《目標値:現状値(22,980人)より増加》

○第8次医療計画改定時に新たに「新興感染症」が6事業目に追加となることを踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症に関する取組を中心に記載(検査体制、病床・療養施設の確保、入院搬送調整、ワクチン接種支援等)

## VI 二次保健医療圏・ブロック化による医療提供体制

《二次保健医療圏》

種別	圏域名	構成市町数	構成市町名	圏域人口(単位:人)
二次保健医療圏	大津保健医療圏	1	大津市	345,202
	湖南保健医療圏	4	草津市、守山市、栗東市、野洲市	346,649
	甲賀保健医療圏	2	甲賀市、湖南市	142,909
	東近江保健医療圏	4	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	226,814
	湖東保健医療圏	5	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	155,375
	湖北保健医療圏	2	長浜市、米原市	150,920
	湖西保健医療圏	1	高島市	46,379

※中間見直し時に二次保健医療圏域のあり方検討の結果、現在の7圏域を維持

《ブロック化による医療提供体制》

精神科救急	大津・湖西	湖南・甲賀・東近江	湖東・湖北
周産期	大津・湖西	湖南・甲賀	東近江・湖東・湖北
救急医療	大津・湖西	湖南・甲賀	東近江・湖東・湖北
小児救急	大津・湖西	湖南・甲賀	東近江・湖東・湖北

【脳卒中(脳血栓回収療法施行体制)】  
○ブロック化の実施に向けて引き続き検討  
【心筋梗塞等の心血管疾患(急性大動脈解離等)】  
○ブロック化は実施できていないが、滋賀医科大学医学部附属病院が全圏域をカバー  
【小児救急】  
○湖南・甲賀ブロックは令和3年度から運用開始、その他のブロックにおいても引き続き検討